

プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 第 86 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 86 回実務対応専門委員会（2016 年 6 月 9 日開催）で議論された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」のイメージのうち、公共施設等運営権に関する会計処理の部分について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公共施設等運営権に関する減損のグルーピング**（「減損会計基準等に従ってグルーピングを行う」旨を定める今回の文案を支持する意見）**

2. 公共施設等運営権は一括譲渡しかできない以上、実務上は公共施設等運営権の単位でグルーピングすることが想定されるため、今回の文案でも問題ないのではないか。
3. 減損会計基準等を参照することにより、公共施設等運営権よりも細かい単位に分けてグルーピングするニーズにも配慮することができるため、今回の文案の方が良いのではないか。
4. 実務対応報告において、原則的な会計処理と例外的な会計処理を具体的に示すことは適切ではなく、減損会計基準等を参照する方法が適切と考える。ただし、今回の文案では、減損のグルーピングに関する部分のみを参照しているため、公共施設等運営権は無形固定資産であることを明示した上で、減損会計の適用は減損会計基準等の全体を参照する方が良いのではないか。
5. 今回の文案の方向性を支持するものの、判断が容易になるよう、減損のグルーピングについてなぜ減損会計基準を参照するかを補う等、文案の記載内容をもう少し検討してはどうか。

（「原則として、公共施設等運営権の単位でグルーピングを行う」旨を定める前回の文案を支持する意見）

6. これまでの審議では、公共施設等運営権の単位でグルーピングすることを支持する意見が太宗であり、前回の文案の方が分かりやすいのではないか。また、今後、複数の公共施設等運営権を一体としてグルーピングすることも想定され得るため、「原則として」という記載があった方が良いと考える。
7. 公共施設等運営権の価値は、当該運営権に含まれる個々の公共施設等のプラスの価

値の部分とマイナスの価値の部分を組み合わせた全体として取引が成立しているにも関わらず、投資時にマイナスの価値の部分だけ減損することは恣意的な会計処理になるため、公共施設等運営権の単位でグルーピングすべきものとする。

8. 公共施設等運営権は一括して譲渡することが法的に要求されているため、公共施設等運営権よりも細かい単位に分けてグルーピングする必要があるのか疑問である。原則として公共施設等運営権の単位でグルーピングすべきものと考えており、前回の文案の方が実務に馴染むのではないかと考える。
9. 運営権等ガイドラインでは、運営権対価は全体として一に定まるものと規定されており、公共施設等運営権の単位でグルーピングすることが原則と考える。なお、公共施設等運営権よりも細かい単位に分けてグルーピングするニーズがあるかについて、公開草案の公表時にコメントを募集して確認することで良いのではないかと考える。

その他

(現在価値の算定)

10. 運営権者の信用リスクと乖離した利率が実施契約で設定される場合も想定され得るため、実施契約に利率が明示されるか否かによって割引率に用いる利率を限定する必要はないと考える。

以上